

タカネヒカゲ八ヶ岳亜種 保護増殖事業計画（案）について

令和 5 年 10 月 4 日

中央環境審議会 自然環境部会

第32回野生生物小委員会

種の保存法に基づく保護増殖事業

国内希少野生動植物種

(442種 ※令和5年10月現在)

個体等の取扱の規制

捕獲等の禁止(法第9条)、譲渡し等の禁止(法第12条)、
輸出入の禁止(法第15条)、販売目的の陳列・広告の禁止(第17条)等

生息地等保護区の指定

環境大臣が生息地等保護区を指定(法第36条)
→ 工作物の設置等の行為に許可又は届出が必要
→ 立入制限地区の指定も可能

保護増殖事業による保全

保護増殖事業計画(法第45条) (環境省及び関係省庁が策定)
保護増殖事業の実施 (国、地方公共団体、民間等により推進)
→ 個体の繁殖の促進
→ 生息地又は生育地の整備
→ その他種の保存を図るための事業

保護増殖事業計画

■保護増殖事業計画の策定について（法第45条）

- 1 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長は、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。
- 2 保護増殖事業計画は、対象とすべき種ごとに、保護増殖事業の目標、区域及び内容その他必要な事項について定めるものとする。

■希少野生動植物種保存基本方針（抄）

第5 保護増殖事業に関する基本的な事項

1 保護増殖事業の対象

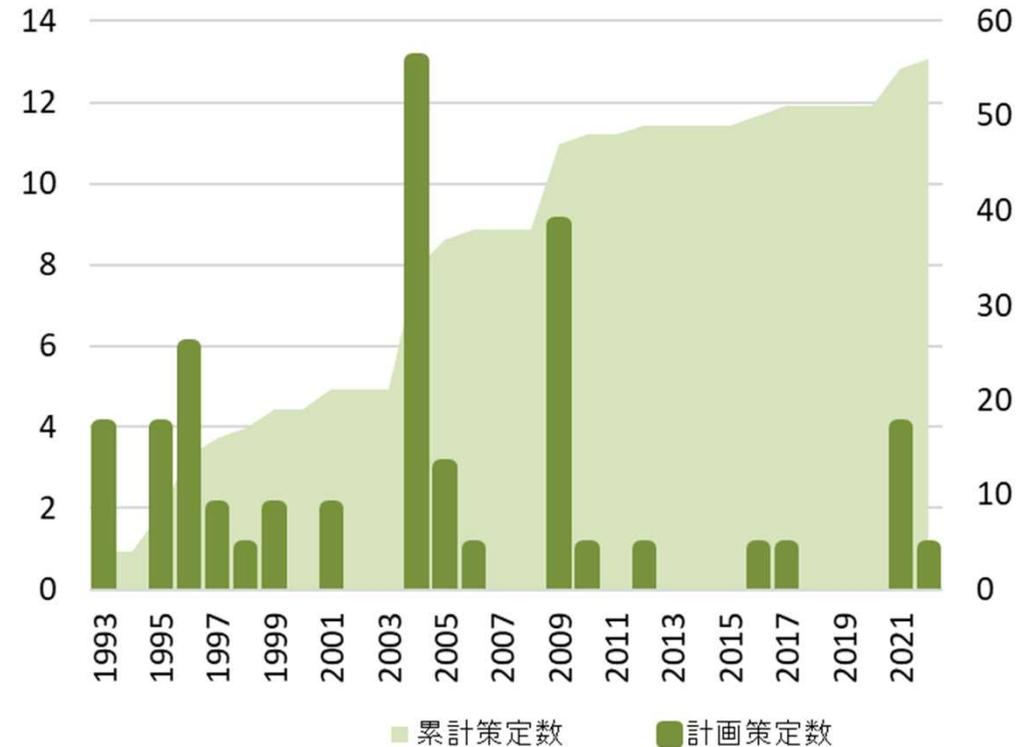
保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

保護増殖事業計画の策定状況

これまでに

75種を対象に 56 計画策定

※令和5年10月現在



策定種 (75種)

<ほ乳類> ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ、オガサワラオオコウモリ

<鳥類> アホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウ、イヌワシ、ノグチゲラ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、ウミガラス、エトピリカ、ヤンバルクイナ、オジロワシ、オオワシ、アカガシラカラスバト、ライチョウ、オガサワラカラヒワ

<爬虫類> ミヤコカナヘビ

<両生類> アベサンショウウオ

<魚類> ミヤコタナゴ、イタセンパラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ、ハカタスジシマドジョウ

<昆虫類> ベッコウトンボ、**ゴイシツバメシジミ**、ヤンバルテナガコガネ、ヤシャゲンゴロウ、オガサワラハンミョウ、**オガサワラシジミ**、オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ、**ツシマウラボシシジミ**、フサヒゲルリカミキリ、**ウスイロヒョウモンモドキ**

<貝類> 小笠原陸産貝類20種

<植物> キタダケソウ、レブンアツモリソウ、ハナシノブ、チョウセンキバナアツモリソウ、ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキ、ヒメタニワタリ、コヘラナレン、シマカコソウ、ウチダシクロキ

タカネヒカゲ八ヶ岳亜種の概要

種名：タカネヒカゲ八ヶ岳亜種 *Oeneis norna sugitanii*

※ 通称「ヤツタカネ」

規制：国内希少野生動植物種（2021年）
長野県希少野生動植物保護条例に基づく
特別希少野生動植物（2006年）
長野県の天然記念物（1975年）

R L：絶滅危惧ⅠA類（CR）
分布：長野県八ヶ岳の高山帯にのみ分布
特徴：成虫は体長約40mm。

表は暗褐色で、裏は後翅に特徴的なまだら模様がある。

生態：本州の高山蝶の中で最も高標高の2,500m以上に生息。
生息地は、八ヶ岳の稜線部のハイマツ帯の風衝地。
幼虫で2～3年間を過ごし、年によって成虫の発生数に変動がある
幼虫の食草はヌイオスゲなど。食草の根元や石の下などで越冬する。

影響要因：ニホンジカの食害による生息地の攪乱、吸蜜源の減少、
気候変動による生息地の標高及び植生の変化、違法捕獲等



箕原氏提供

背景



- タカネヒカゲはタテハチョウ科に属するチョウの一種で、本州の高山蝶9種の中で最も高標高の2,500m以上に生息し、幼虫で2～3年間過ごすことが知られている。
- 国内では北アルプスと八ヶ岳に生息し、それぞれ別亜種とされる。このうち後者は、タカネヒカゲ八ヶ岳亜種として八ヶ岳のごく限られた地域にのみ分布している。
- かつて八ヶ岳に不連続に分布していたが、近年、ニホンジカの食害による生息地の攪乱や吸蜜源の減少、気候変動による生息地の標高及び植生の変化、違法捕獲等により、生息地及び生息数が減少している。
- 2021年に国内希少野生動植物種に指定。
- 環境省では、専門家等と協力して生息状況調査や生息環境調査を実施しているほか、山小屋や関係機関が連携して密猟監視やシカ柵の設置・管理を実施している。また、北アルプス亜種を用いて白馬五竜高山植物園（長野県）等において飼育下繁殖技術の開発に取り組み始めたところである。

タカネヒカゲハヶ岳亜種保護増殖事業計画（案）の概要

策定省庁	農林水産省・環境省
第1 事業の目標	自然状態で安定的に存続できる状態とすること
第2 事業の区域	長野県八ヶ岳における本亜種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）及び第3の3における飼育下繁殖等を行う区域
第3 事業の内容	1 生息状況等の把握 (生息状況等の調査、生息環境の調査及びモニタリング、 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング)
	2 生息地における生息環境の維持及び改善 (高山環境の維持及び回復、食草等の保護及び植栽)
	3 飼育下繁殖及び野生復帰の実施
	4 生息地における違法な捕獲等の防止
	5 普及啓発の推進
	6 効果的な事業の推進のための連携の確保

事業計画の概要 1

1 生息状況等の把握

(1) 生息状況等の調査

- 現在生息が確認されている地域：生息域、成虫の発生数等の生息状況の調査
- かつて生息が確認されていた地域：生息確認のための調査
- 自然条件下での生活史や繁殖様式等の生物学的特性及び遺伝子解析技術による遺伝的多様性の把握に向けた調査

(2) 生息環境の調査及びモニタリング

幼虫の食草であるヌイオスゲ等、成虫の吸蜜植物であるコバノコゴメグサ、シラネニンジン等を中心とした各種の生育状況や、植生、地形、気象等の生息環境のモニタリングを行う。

(3) 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

気候変動を含む気象状況の変化やニホンジカの食害による植生の変化等、本亜種の個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因について把握し、その影響についてモニタリングを行う。

事業計画の概要 2

2 生息地における生息環境の維持及び改善

(1) 高山環境の維持及び回復

ハイマツの分布拡大による植生変化の結果に基づき、ハイマツ伐採による高山植物群落の再生等、生息環境の改善を行い、モニタリング調査及び評価を実施する。

(2) 食草等の保護及び植栽

- 重要な箇所を抽出し、必要に応じてニホンジカ等の侵入防止等の対策
- 食草や吸蜜植物等の減少が生じた場合には、現地で採取した種子の直播、株の栽培及び植栽等、必要な対策を講じる。



調査の様子



幼虫の食草スゲ類

事業計画の概要 3

3 飼育下繁殖及び野生復帰の実施

- 近縁亜種を用いた飼育技術の確立、飼育下繁殖の実施
- 複数施設での飼育下個体群の維持
- 野生復帰（補強及び再導入）の実施とモニタリング



仲平氏提供

北アルプス亜種の幼虫



仲平氏提供

飼育試験の様子

4 生息地における違法な捕獲等の防止

- 関係行政機関、山小屋、警察等と連携して生息地における自動撮影カメラの設置、監視活動等を行う。
- インターネット取引を含め、個体の違法な譲渡し等の情報収集に努める。

事業計画の概要 4

5 普及啓発の推進

- 保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発及び情報発信を進め、本亜種の保護に対する配慮及び協力を働きかける。
- 関係地域の自主的な活動の展開が図られるよう努める。



普及啓発の様子

ポスターを作成して関係機関等で掲示

事業計画の概要 5

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

国、関係行政機関、本亜種の生態等に関する専門的知識を有する者、本亜種の保護活動に参画する保護活動団体、学校関係者、企業、登山者等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。



<役割分担(案)>

- 山小屋
監視活動、保全に係る商品物販等
- 林野庁
防鹿柵の資材提供、シカ捕獲等
- 文化庁
キバナシャクナゲ群落の保全等
- 長野県
山麓部も含めたシカ捕獲、公園管理・条例に基づく監視等
- 南牧村
山麓部も含めたシカ捕獲
- 大学
科学的助言、調査協力、域外保全等
- 鱗翅学会
モニタリング等
- 白馬五竜高山植物園
食草の域外保全等
- 登山者
保全の協力金等
- 環境省
各種モニタリング、食草・吸蜜資源の保全、飼育・野生復帰検討等